

上川町民間賃貸住宅家賃助成事業補助金のご案内

上川町では、移住・定住を促進し定住人口の増加を目的に、町外に居住する満40歳未満の方若しくは高校生以下の子と同居する方が、町内の事業所に勤務し、町内の民間賃貸住宅を借りて転入する場合、家賃を月額最大2万円助成いたします。

補助金額

基本額

(月額家賃－住宅手当) × 1/2 以内 (限度額月額1万円・千円未満切り捨て)

※月額家賃は、管理費、共益費、駐車場使用料を除いた額とし、住宅手当は、勤務する事業所から支給される住宅手当とします。

加算額

補助金の交付申請日に高校生以下の子と同居する場合、子一人につき月額5千円ずつ補助

合算額

基本額と加算額を合算した金額が、補助金額(月額最大2万円)となります。

補助金交付期間

補助金の交付対象となった月から最長36カ月補助金を交付いたします。ただし、補助金の交付要件を満たさなくなった場合は、補助金の交付を中止いたします。

補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、交付申請書に必要書類を添えて、役場産業経済課移住定住グループへ提出してください。

交付申請は毎年度手続きが必要となりますので、翌年度以降も補助金の交付を受ける場合は、申請手続きを行ってください。

助成対象者

次のいずれの項目にも該当する方が補助対象者となります。

- ・町外に居住されている方が、平成30年10月1日以降に町内の民間賃貸住宅に入居し、当該民間賃貸住宅の住所に住民記録する方
- ・補助金の交付申請日において、満40歳未満の方若しくは高校生以下の子と同居する方
- ・住民登録された日(転入日)前3年間に於いて、上川町へ居住されていない方
- ・町内の事業所に採用若しくは勤務する方(公務員は除きます)又は起業する方
- ・転勤、就学その他一時的な居住ではなく、引き続き5年以上定住する意思がある方
- ・居住する地域の町内会組織に加入する方
- ・賃貸借契約の借主であり、家賃を支払っている方
- ・世帯全員が生活保護法に規定する扶助を受けていないこと
- ・申請者と同一世帯の全員が公租公課に滞納がないこと
- ・暴力団員等でない方

助成対象住宅

- ・町内にあるアパート、借家等

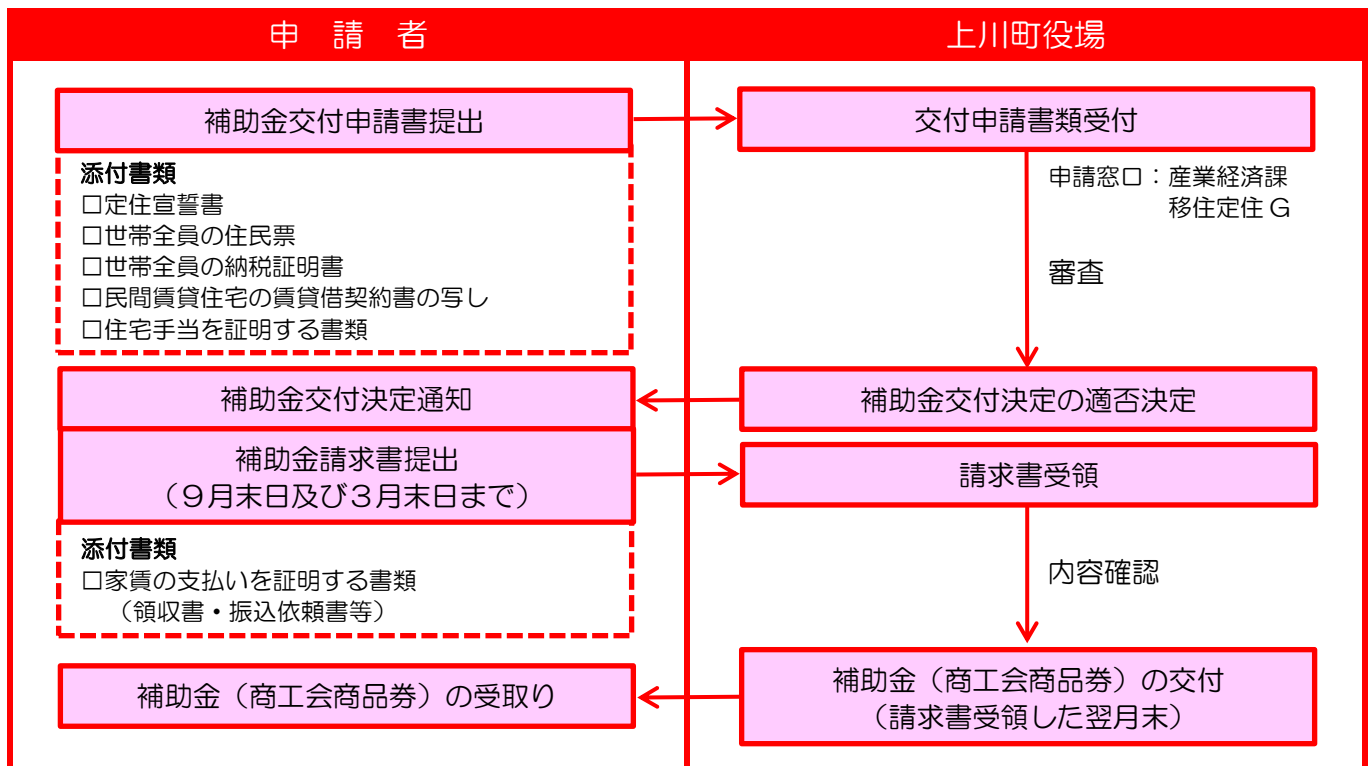
※ただし、町営住宅等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮及び間借りによる賃貸借及び3親等以内の親族が所有する住宅は対象外となります。

補助金交付方法

- 補助金の交付申請を行い、交付決定を受けた方へは、上期（4月分～9月分）と下期（10月分～3月分）に分けて、上川町商工会が発行する「商品券」にて補助金相当額を交付いたします。
- 交付決定を受けた方は9月末日及び3月末日までに、「補助金請求書兼補助金振込依頼書」に家賃の支払いを証明する書類（領収書又は振込依頼書等）を添付して、役場産業経済課移住定住グループへ提出してください。
- 請求内容を確認して、翌月の末日までに「商品券」を交付いたします。

家賃支払月	請求書提出期限	商品券交付日
上期（4月分～9月分）	9月30日	10月末日
下期（10月分～3月分）	3月31日	4月末日

申請から交付までの流れ



※ 申請書等の様式については、上川町のホームページでダウンロードできます。

北海道上川町 産業経済課移住定住グループ

〒078-1753 北海道上川郡上川町南町 180 番地

電話番号：01658-7-7667（直通）ファクス：01658-2-1220

メール teiju@town.hokkaido-kamikawa.lg.jp

ホームページ <https://www.town.hokkaido-kamikawa.lg.jp>

